

投資事業評価調書（継続）

部課室名	県土整備部土木局 港湾課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	港湾課長 高崎 伸彦 (寅屋 雅昭)	内線	4440 (4450)
事業種目	港湾事業	事業名	事業区間	総事業費	約 33 億円
		改修(地方)事業	明石港西外港地区	内用地補償費	- 億円
所在地		事業採択年	着工年度	完成予定年	進捗率 (内用補進捗率)
明石市港町～岬町		平成 5 年度	平成 5 年度	平成 1 9 年度	7 9 % (- %)
事業の目的			事業内容		
係留施設(物揚場)、泊地及びふ頭用地等を整備することにより、船舶の輻輳の解消と稼働率の向上を図るとともに、防波堤、護岸の整備により港内の静穏度を確保し、係留、荷揚げ時の安全性の向上を図り、円滑な漁業活動の支援と地域の活性化に寄与する。また、漁業関連施設用地を整備し、住居地に近接、密集している海苔加工場の移転用地を確保することにより周辺住環境の向上を図る。			防波堤 97.3m	護岸(防波) 262.0m	
			船揚場 150.0m	物揚場(-2.0m) 650.0m	
			道路 400.0m	泊地(-2.0m) 5,700㎡	
			緑地 900㎡	ふ頭用地 15,000㎡	
				漁業関連施設用地 6,700㎡	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 5 年度に着手した第 1 工区は平成 14 年度に概成予定であり、これにより 360m の物揚場が利用可能となるとともに、漁業関連施設用地が確保される。第 2 工区は平成 15 年度着工し平成 19 年度完成予定である。</li> <li>平成 1 5 年度以降の残工事は、物揚場(-2.0m) 290m、船揚場 150m、ふ頭用地 9,000㎡、緑地 900㎡である。</li> </ul>				
評価視点	評価結果の説明				
(1) 必要性 現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在 411 隻の漁船が明石港を基地港としており、これらを適正に係留するには約 3,000m の係留施設が必要であるが、現有長は約 600m である。このため漁業者はやむを得ず、2 重、3 重の係留や非係留施設(護岸等)への係留で対応しており、船舶の輻輳など漁業活動の支障となっている。また、海苔加工場が住居地と近接、密集しているため、住家周辺に漁具等が乱雑に置かれており住環境を悪化している。</li> </ul>				
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>防波堤及び物揚場の整備により、港内の静穏度を確保し、船舶の輻輳が低減されるため、安全な漁業活動を行うことが出来る。</li> </ul>				
地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在海苔加工場が密集している箇所は無堤地であり、高潮被害の恐れがある。移転用地の確保により防潮堤の設置が可能となる。</li> </ul>				
快適性・ゆとり	<ul style="list-style-type: none"> <li>明石港の背後には魚の棚商店街が立地しているなど水産業は本地域にとって主要産業であるため漁業活動を支援することにより地域の活性化を図ることが出来る。</li> </ul>				
(2) 有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふ頭用地の整備、海苔加工場の移転等により、住居地と漁業施設が分離され、住環境が改善される。</li> </ul>				
(3) 環境適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用便益比 <math>B / C = 4 . 0</math></li> <li>事業効果の早期発現のため工区分けを行い部分供用を行う予定である</li> <li>当事業の完成により現在約 600m の係留施設延長が、1250m と倍増し船舶の輻輳解消等につながる。</li> </ul>				
(4) 優先性	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回整備する物揚場は従来の直立壁構造に消波機能と生物生息機能を発揮するための遊水部を加えた直立消波構造を採用している。</li> <li>ふ頭用地の整備により、住家周辺に乱雑に置いていた漁具を整然とふ頭用地に整理保管できるため、住家周辺の環境が改善される。</li> </ul>				
再評価の結果	継続妥当	左の理由	上記の理由により継続が妥当である。		